

令和 8 年熊本地震に係る被災家屋等の解体及び撤去の費用償還に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、令和 8 年 7 月 28 日（以下「基準日」という。）に発生した地震に伴う災害（基準日に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた災害をいう。以下「令和 8 年熊本地震」という。）により損壊した家屋等を生活環境保全上の支障の除去及び二次災害の防止を図るため自らの費用負担によって解体及び撤去（収集、運搬及び処分を含む。以下同じ。）を行った者に対して、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 702 条の規定に基づき、当該解体及び撤去に要した費用の償還（以下「費用償還」という。）をするために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災家屋等 被災建築物、被災工作物等及び災害廃棄物をいう。
- (2) 被災建築物 令和 8 年熊本地震により損壊した家屋及び事業所その他これらに類する建築物（事業の用に供する建物である場合は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者又はこれに準ずる公益法人等が所有するものに限る。）で廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 22 条に規定する災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理の対象として認められるものであって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 罹災証明書（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 90 条の 2 第 1 項に規定する調査に基づき、市長が災害による被害の程度を証明する書面をいう。以下同じ。）等により証明された被害の程度が、半壊以上の判定を受けたもの。

イ アに掲げるもののほか、倒壊による危険及び生活環境保全上の支障があるとして、やむを得ず取り壊す必要があると市長が認める被災建築物

- (3) 被災工作物等 令和 8 年熊本地震により被災建築物と同一の敷地内に存する損壊した工作物及びがれき等で、早急に解体及び撤去をしなければ人的被害若しくは物的被害を引き起こすおそれがあるもの又は生活環境保全上の支障があると考えられるものをいう。
- (4) 災害廃棄物 令和 8 年熊本地震により損壊し、又は変質し、本来の用を

なさなくなったことにより廃棄することを余儀なくされたものをいう。

(費用償還の対象)

第3条 この要綱の規定に基づく解体及び撤去に係る費用償還の対象は、市内に存する被災家屋等を解体及び撤去したものとする。ただし、被災家屋等の一部の解体及び撤去に係る費用償還は行わないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、建築物が著しい管理不全状態にあり、その損壊について令和8年熊本地震による被害と従前からの老朽化、腐朽その他の劣化による損傷とを区分して確認することができず、市長が令和8年熊本地震による被害であると認めることができない場合は費用償還の対象外とすることができる。

(対象者)

第4条 被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の申請をすることができる者は、基準日において被災家屋等を有し前条の規定に該当する解体及び撤去を行った所有者又は当該所有者の相続人その他の一般承継人とする。

- 2 前項に規定する者が基準日後に死亡した場合等やむを得ない事由により所有権が移転した場合については、所有権移転後の所有者が申請できるものとする。

(償還金の額)

第5条 解体及び撤去に係る費用償還の額は、第1条の趣旨を達成するために市長が必要と認める範囲内において、償還の対象とすべき項目の額の合計又は市が当該基準に基づき積算した額の合計のいずれか安価な額を上限とする。

(申請)

第6条 費用償還を申請する者(以下「申請者」という。)は、被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 被災家屋等の罹災証明書等の写し
- (2) 申請者の本人確認ができる書類の写し
- (3) 被災家屋等の配置図及び写真(被災家屋等の全景その他の解体及び撤去に係る対象が特定できるもの)
- (4) 被災家屋等の解体及び撤去に係る施行前、施行中及び施工後の写真
- (5) 解体及び撤去業者との契約書(契約書を交わしていない場合は、注文書及び請書)

- (6) 被災家屋等の解体及び撤去の費用に係る内訳がわかる書類及び領収書の写し
- (7) 解体証明書の写し
- (8) 解体及び撤去業者から交付を受けた産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
- (9) 申請者名義の口座情報がわかるもの
- (10) 次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に定める書類

解体及び撤去を申請する被災建築物が未登記の場合	当該被災建築物に係る固定資産評価証明書（作成後3か月以内のものに限る。）
代理人が申請する場合	委任状
被災建築物が共有である場合又は被災建築物の所有者が死亡し、遺産分割協議が完了していない場合	申請者を除く共有者全員又は相続人全員に係る次のア及びイに掲げる書類 ア 被災建築物の解体及び撤去に係る同意書 イ 印鑑登録証明書
被災建築物に抵当権等の権利が設定されている場合	関係権利者に係るア又はイに掲げる書類及びウに掲げる書類 ア 被災建築物の解体及び撤去に係る同意書 イ 抵当権の解除証書 ウ 印鑑登録証明書
賃貸物件の所有者が申請する場合	賃借人全員に係る被災建築物の解体及び撤去に係る同意書
所有権について差押え、仮差押え又は処分禁止の登記がある被災建築物の所有者が申請を行う場合	差押え、仮差押え又は処分禁止の登記に係る債権者全員の被災建築物の解体及び撤去に係る同意書
所有者が死亡している場合において、被災建築物を相続する相続人が申請を行う場合	次に掲げる書類。ただし、所有者の相続人が1人であるときは、ウ及びエに掲げる書類を除く。 ア 所有者の死亡を証する書類 イ 相続人の全員が確認できる戸籍謄本等 ウ 相続人の全員（申請者を除く。）に係る登録印が押印された遺産分割協議書 エ 相続人全員の印鑑登録証明書
所有者が死亡している場合において、被災建築物を相続する相続人が決まっていないが	次に掲げる書類。ただし、所有者の相続人が1人であるときは、ウ及びエに掲げる書類を除く。

被災建築物の解体及び撤去について相続人の全員が同意している場合	ア 所有者の死亡を証する書類 イ 相続人の全員が確認できる戸籍謄本等 ウ 相続人の全員に係る登録印が押印された被災建築物の解体及び撤去に係る同意書 エ 相続人全員の印鑑登録証明書
---------------------------------	--

- (1 1) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項第 1 1 号の表に規定する委任状並びに被災建築物の解体及び撤去に係る同意書の様式は、市長が別に定める。
- 3 第 1 項に規定する申請の受付期間は、市長が別に定める。

(審査等)

第 7 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、審査の結果、費用償還の実施を決定したときは、被災家屋等の解体及び撤去費用に係る費用償還決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、被災家屋等の解体及び撤去費用に係る費用償還不決定通知書(様式第 3 号)により申請者に通知するものとする。

- (1) 前項の審査の結果、費用償還の実施が不相当と判断したとき。
- (2) 申請者の責めに帰すべき事由により、費用償還を実施できないとき。

(償還金の支払)

第 8 条 前条第 1 項の規定による決定の通知を受けた者は、通知書を受領した日から起算して 30 日を経過する日までに、被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還金交付請求書(様式第 4 号)により市長に償還金の支払を請求し、市長はこれに基づき償還金を支払うものとする。

(償還決定の取消し等)

第 9 条 市長は、申請者又は解体業者等若しくはその両者が共謀し、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、償還決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に支払が完了している場合には返金を求めるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請又は不正の手段によって償還を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。

(雑則)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 2 8 日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

受付番号

被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還申請書

令和 年 月 日

上天草市長 様

申請者

〒

住所

フリガナ

氏 名

※法人の場合は
名称及び代表者

印

生年月日 大・昭・平 年 月 日

携帯番号等

申請者 ☐ 所有者 ☐ その他（所有者との関係 : ）

私は、令和 8 年熊本地震により損壊した下記の被災家屋等について、生活環境保全上支障が生じたため、その全部を解体すること及び当該解体により生じた廃材等の撤去及び処理を業者に委託しましたので、その委託に要した費用について、民法第 7 0 2 条の規定に基づき償還を申請します。

記

被災家屋等 所在地	☐ 申請者住所と同じ ☐ 異なる 所在地 （ ）
被災家屋等 の種類	☐ 住宅 ☐ 倉庫・物置 ☐ 分譲マンション （名称： ） ☐ 賃貸・寮・社宅 （名称： ） ☐ 事務所・店舗・作業所 ☐ その他 （ ）
被災家屋等 の所有者	☐ 申請者に同じ ☐ 異なる場合 〒 住所 フリガナ 氏 名
罹災又は 被災証明書	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 申請中 ☐ その他（ ）
解体前の 被災家屋等 の状況	☐ 既に倒壊していた ☐ 他の家屋等に物的被害を生じさせていた ☐ 被災家屋等について生活環境保全上の支障が生じていた（又は生じる恐れがあった） ☐ その他 （ ）
現在の状況	☐ 全部を解体及び撤去済 ※ 全部を解体及び撤去しない場合、費用償還の対象外
被災家屋等 の権利関係	(1) 共有名義人 ☐ なし ☐ あり （自分のほか 名） (2) 相続権者 ☐ なし ☐ あり （自分のほか 名） (3) 権利関係 （賃借権、抵当権、根抵当権など） ☐ なし ☐ あり ⇒ 権利内容 （ ） 解体撤去に関する権利者の同意 ☐ 済 ☐ 未

被災家屋等の 解体状況	(1) 解体時期 契約日 令和 年 月 日 解体開始 令和 年 月 日 解体終了 令和 年 月 日
	(2) 被災家屋等の解体を委託した解体業者 業者名 _____ 所在地 _____ 電話番号 _____
	(3) 被災家屋等の解体撤去に要した費用総額 _____ 円（税込）
添付資料 （提出書類） ★ 必須書類	★ ☐ 申請者本人であることを証する書面（顔写真付） ★ ☐ 罹災（被災）証明書の写し ☐ 被災家屋等の登記事項（建物）全部事項証明書 ★ ☐ 建物配置図（見取図）及び被災状況写真 ☐ 商業・法人登記簿謄本（法人等の場合） ★ ☐ 解体工事契約書（写し） ★ ☐ 解体工事の写真（解体前・中・後） ※実測面積に基づく償還算定は解体面積が分かる求積図等 ★ ☐ 解体工事費用内訳書 ★ ☐ 領収書（写し） ★ ☐ 解体工事に係るマニフェスト伝票（写し） ☐ 固定資産税納税通知書、登記事項証明書（土地）全部事項証明書等 ※未登記の場合 ☐ 委任状 ☐ 同意書（共有者・相続権者・法定代理人） ☐ 相続関係書類

上天草市に対して上記被災家屋等の解体及び撤去の費用償還を申請するに当たり、次のことについて同意します。

- ① この家屋等の解体及び撤去に係る費用償還申請書及びその添付書類について、事実と異なる記載があり、それにより上天草市に損害が発生した場合には、申請者が責任を持って賠償すること。
- ② 被災家屋等の解体及び撤去に関して上天草市が申請者に償還する費用は、上天草市で算定した基準額に照らし、上記被災家屋等の解体及び撤去のために必要と認められる費用に限られること。
- ③ 申請者及び借地・借家人をはじめ抵当権者など、上記被災家屋等に関係する権利者との間で紛争が生じた場合は、申請者の責任においてすべて解決すること。
- ④ 解体及び撤去費用の償還のため、上記被災家屋等に係る権利関係、固定資産税の評価、賦課、罹災状況及び解体撤去に関する情報について、上天草市が必要な範囲で関係機関に照会すること。
- ⑤ 上天草市が当該被災家屋及び財物等の解体及び撤去費用の償還事務を行うにあたって、積極的に協力し、誠意をもって対応すること。
- ⑥ 本申請書に記載された個人情報その他の情報について、上天草市の委託を受けた者に提供し、上天草市及びその委託を受けた者が被災家屋等の敷地内に立ち入ること。
- ⑦ 申請した土地及び残存家屋等に関する維持管理は、申請者の責任で適切に行うこと。

以下の工事等は解体及び撤去に要した費用の償還対象外となること。

1) 電気・ガス・水道等の停止手続に関する費用、引込電線、電話線等撤去に関する費用
2) 浄化槽（便槽）の汲み取り及び最終清掃等に関する費用
3) 被災家屋等内及び敷地内生活ごみ等の片付け費用
- ⑧

4) 浄化槽等の地下埋設物撤去、植栽等撤去（住居と一体的に解体する場合を除く）
5) 一部解体（リフォーム工事）に関する費用、申請者の都合による人力解体工事に要する費用
6) 解体工事後の土地に対する砕石敷き均し等に関する費用 ※重機による土面荒仕上げまで
7) 上屋解体に支障とならない工作物（門扉・塀・擁壁等）の解体及び撤去費用
8) 地下深くまで埋設された基礎杭や地下室などの解体及び撤去費用

上記 8 項目について市担当職員より説明を受け、同意のうえ申請します。

氏名（自署）

様式第 2 号(第 7 条関係)

			第	号
	令和	年	月	日
様				
上天草市長 堀江 隆臣 印				
被災家屋等の解体及び撤去費用に係る費用償還決定通知書				
令和 年 月 日付けで申請のあった被災家屋等の解体及び撤去費用について審査した結果、下記のとおり所要経費を償還することに決定しましたので通知します。				
記				
1	償還金額			
	金		円	
2	償還金額の内訳			

様式第 3 号(第 7 条関係)

	第	号
令和	年	月
		日

様

上天草市長 堀江 隆臣 印

被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還不決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった被災家屋等の解体及び撤去に係る費用の償還について、審査の結果、償還しないことに決定しましたので通知します。

記

費用償還を申請した家屋等の所在地

費用償還しない理由

様式第4号（第8条関係）

被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還金交付請求書

年 月 日

上天草市長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還を、下記のとおり請求します。

記

1 償還金請求額 _____ 円

2 振込先

金融機関名	
本・支店名	
預貯金種類	
口座番号	
口座名義人	(※カタカナで記入してください。)

※ 通帳の写しを添付してください。

※ 振込先は、申請者（解体工事の契約者）本人名義の口座に限ります。